



答 申

議会改革検討協議会において、検討協議を行った結果について
取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

令和3年 3月12日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会

会長 榎 本 利 光



議会改革検討協議会では、令和元年6月の設置以降、都合9回の会合を開催し、各会派から提案がなされた20項目について、他県での実施状況等も参考にしながら、現状や課題等の整理、見直しの可否、考え方等について様々な検討・協議を重ねてきたところである。

このうち、令和2年7月に答申済みの5項目を除く15項目について、以下のとおり検討結果を取りまとめた。

I 見直しを求める項目（4項目）

2 県議会ホームページの見やすさ・分かりやすさの向上（子ども向けページの作成）

議会情報発信をさらに強化する観点から、一層見やすく、求める情報が探しやすいホームページに見直すことが適当である。

加えて、子どもたちにも県議会に関心を持ってもらえるように、県議会について平易な言葉で紹介した小学生向けのページを作成することが適当である。

また、子ども向けページを作成した際は、学校や家庭で広く閲覧されるように、効果的な周知に努める必要がある。

なお、本協議会で取りまとめた県議会ホームページの見直し内容や、子ども向けページ作成の考え方については、別添のとおりである。

9 委員会資料の配付について

10 常任委員会資料の事前配付

11 常任委員会資料の事前配付や事前説明等

令和2年7月の本協議会答申を受け、議員用タブレット端末が導入されたことを踏まえ、常任委員会の資料の事前配付については、各委員の端末に送信することも含めて、執行部に可能な限りの対応を求めることが適当である。

Ⅱ 現行の取組をより一層進めていく必要がある項目（3項目）

4 議員連盟の活動内容の広報の充実

現行どおり、全議員が加入している議員連盟を対象として、その活動状況をホームページやSNSで発信していくことが適当である。

7 傍聴規則の内容の事前周知の徹底

傍聴規則の内容については、傍聴受付時に、文書により説明を行うなど周知を行っている。また、傍聴席での職員の監視体制も整っており、現行どおりとすることが適当である。

8 定例会をまたいで同様の内容の質問を行う場合は、審議が実のあるものとなるように質問内容の工夫に努める

質問内容に関しては、ルール化等は適当でなく、現行どおりとすることが適当であるが、本会議の議論が一層充実したものとなるよう、引き続き、議員各自が努力していくことが必要である。

Ⅲ 現行どおりとする項目（４項目）

6 議員の本会議での質問時間について

質問時間に関しては、代表質問ができる会派は、できない会派よりも、年間の議員一人当たりの質問時間が少ないことから、平成25年3月の答申を踏まえ、同年6月定例会から見直しが行われている。その後の、平成30年12月の答申においても、議員1人当たりの質問時間に関して、依然として格差がある点は課題であるが、見直しからそれ程期間が経過していないこと等から、当面は、現行どおりと整理された。今回についても、こうしたこれまでの経過を踏まえ、当面は現行どおりとすることが適当である。

また、議会運営委員会における要請に関しては、再質問や再々質問において、自由な発言を制限する内容ではないことを確認した。

12 常任委員会の一斉開催の見直し

県政の課題について、執行部に質す機会は、本会議など他にもあることから、議員が複数の常任委員会に出席できるよう会期を大幅に延長してまで、常任委員会の分離開催をする必要性があるとは言えず、現行どおりとすることが適当である。

15 国所管の施策のうち、県民への影響が大きな施策については、全員協議会など適切な場に、国の職員を呼び説明を求める

必要があれば、会派として、執行部に説明を求めたり、直接国に確認することも可能であることから、現行どおりとすることが適当である。

20 政務活動費について

- ・インターネット公開時に、個人名などを黒塗りにすべきではない
- ・第三者のチェック機関を設けるべき
- ・前払いをやめ請求後審査を経て支払うべき

政務活動費については、平成29年6月に設置した議会改革検討協議会及び協議会の内部に設置された政務活動費見直し作業部会において、提案事項を含む課題について検討・協議を行い、平成30年4月に答申している。それを受け、平成30年度交付分の政務活動費から必要な見直しを行い、運用を始めたところであり、現行どおりとすることが適当である。

IV 過去の議会改革検討協議会において検討・見直し等を行い、その後において大きな事情変更がないことから、「現行を維持」するとした項目（4項目）

3 山口県議会広報誌の発行

平成29年3月の答申において、議会広報誌については、「費用対効果等の問題もあり、発行しないこととするが、ホームページを活用して、これまで以上に議会情報をしっかりと発信していくことが必要である」とされた。

また、平成30年12月の答申においても、大きな事情変更がないことから現行どおりとされており、今回も同様の状況であることから、現行どおりとすることが適当である。

5 テレビ中継の範囲を一般質問まで拡大

平成29年3月の答申において、議会のテレビ中継については、「実施には、多額の費用が新たに生じることなどから、現行どおりとすることが適当である」とされた。

また、平成30年12月の答申においても、大きな事情変更がないことから現行どおりとされており、今回も同様の状況であることから、現行どおりとすることが適当である。

13 特別委員会の委員構成

平成30年12月の答申において、特別委員会の委員については、会派所属議員数の比率により割り当てが、割当を受けない少数会派から希望があれば、各会派間で調整するという申し合わせにより対応することが可能であり、現行どおりとすることが適当であるとされた。

今回は、申し合わせの運用に当たり、割当を受けない少数会派の意向に沿って調整が行われることを希望するとの意見も出されたが、委員の会派への割当等に関して大きな事情変更がないことから、現行どおりとすることが適当である。

14 「議会への住民参加」をすすめるため、請願者の説明機会を保障する

平成29年3月の答申において、請願者の説明機会については、「制度上、請願の説明責任は紹介議員に付与されており、また、必要に応じて参考人としての招致も可能であるため、現行どおりとすることが適当である」とされた。

また、平成30年12月の答申においても、大きな事情変更がないことから現行どおりとされており、今回も同様の状況であることから、現行どおりとすることが適当である。

県議会ホームページの見直しについて（案）

1 目的

県議会から発信する情報がより見やすく、検索しやすいものとなるようホームページのトップ画面を見直す。

2 見直しのポイント

- (1) トップ画面において、既存の議会情報を同種の内容ごとにグループ化し、グループに分かりやすいタイトルを付けることで、議会情報へよりアクセスしやすくなるようにする。
- (2) 定例会及び臨時会の開催時には、トップ画面に議会カレンダーを掲載し、議会日程がすぐに確認できるようにする。

3 グループの項目立て及び掲載情報

項目名	掲載する議会情報
(1) 議員情報	議員名簿、委員会別名簿、会派別名簿
(2) 本会議情報	定例会・臨時会の概要、意見書・決議一覧、議席図
(3) 委員会情報	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
(4) 協議会等	議会改革検討協議会、政策立案等検討会、選挙区問題検討協議会
(5) 様々な活動	議長の活動・メッセージ、県議会トピックス、議員連盟
(6) 若い世代に向けた取組	高校生県議会、県議会訪問見学、県議会リーフレット、キッズサイト
(7) 県議会の概要	県議会の仕組み、選挙区と議員定数、条例・規則等、県議会の沿革、歴代の正副議長
(8) 情報公開	資産公開、政務活動費、会議録の閲覧場所、議長交際費
(9) 手続き・ご案内	傍聴、請願・陳情、県議会施設ご案内、公文書の公開請求

キッズページ作成の考え方について（案）

1 目的

子どものころから、少しでも県議会に関心を持ってもらえるよう、子ども向けのホームページを作成する。

2 対象等

子ども（主に、小学生のうち県について学ぶ4年生以上）を対象として、子ども自身又は、保護者・教員の指導による家庭や学校でのホームページ閲覧

3 基本的な考え方

県議会や県議会議員の役割や活動について、できる限り平易な説明で紹介し、子どもたちが関心を持つきっかけとなるようにする。

4 ページ作成要領

- 説明には、できる限り平易な言葉を使用する。また、その場合でも、一般的によく使用されている単語や言い方については、必要に応じて（ ）で付記する。
- 文字はできるだけ少なくするよう努めるとともに、説明文が多くなる場合は表形式にするなど読みやすくする工夫をする。

5 掲載するページ内容

主に2つの観点（①県議会・県議会議員に関する説明、②県議会の役割や審査方法）から、次のとおりのページ構成とする。

- (1) 県議会って何？
- (2) 県議会議員ってどうやって選ぶの？
- (3) 県議会と県の関係ってどうなっているの？
- (4) 県議会の役割って何？
- (5) 議会はどんなふうに行われるの？
- (6) 本会議はどこで行われるの？